

※ 本アンケート調査結果の複製、転載、引用等をご希望の場合は、本ネット事務局まで
事前にご一報いただきますようお願い申し上げます。

令和４年度

市町村行政における成年後見制度利用促進に関するアンケート調査

《 調 査 結 果 》

調査時期：令和４年９月１日（木）から令和４年９月２６日（月）

目 的：徳島県内各市町村における成年後見制度利用促進の取り組み状況の把握

対 象：徳島県内各市町村高齢者福祉担当課および障がい者福祉担当課

調査方法：質問紙法 郵送及びメールによる発送 郵送またはメールによる回収

特定非営利活動法人とくしま絆ネット

市町村長申立の要綱作成状況・親族調査・取組状況【高齢者】

市町村	要綱の形態※	令和3年度以降 の改定(高齢)	親族調査		事情により親族が申立を行わない場合 市町村長申立を行うか	本人・親族申立てが困難であり、成年後見制度利用が必要であると思われた事案について	
			2親等まで	4親等まで		市町村長申立てを行わなかった事案の有無	市町村長申立てを行わなかった理由
徳島市	①	○	○		○	なし	
鳴門市	②	○	○		○	なし	
小松島市	②	○	○		○	なし	
阿南市	①		○		○	なし	
吉野川市	①		○		○	なし	
阿波市	②	○	○		○	なし	
美馬市	②		○		○	なし	
三好市	①		○		○	なし	
勝浦町	②	○	○		○	なし	
上勝町	②			○	○	なし	
佐那河内村	②	○	○		○	なし	
石井町	②	○	○		○	なし	
神山町	②			○	○	なし	
松茂町	①		○		○	なし	
北島町	①	○	○		○	なし	
藍住町	②		○		○	なし	
板野町	①		○		○	なし	
上板町	①			○	○	なし	
那賀町	②		○		○	なし	
美波町	②		○		○	なし	
牟岐町	②		○		○	なし	
海陽町	①		○		○	なし	
つるぎ町	①		○		○	なし	
東みよし町	②		○		○	なし	

※ ①市町村長申立と成年後見制度利用支援事業の実施要綱を別に作成している。 ②市町村長申立と成年後見制度利用支援事業の実施要綱をひとつにまとめている。

市町村長申立の要綱作成状況・親族調査・取組状況【障がい者】

市町村	要綱の形態※	令和3年度以降 の改定(高齢)	親族調査		事情により親族が申立を 行わない場合 市町村長申立を行うか	本人・親族申立てが困難であり、成年後見制度利用が必要であると思われた事案について	
			2親等まで	4親等まで		市町村長申立てを行わなかった事案の有無	市町村長申立てを行わなかった理由
徳島市	①	○	○		○	なし	
鳴門市	②	○	○		○	なし	
小松島市	②		○		○	なし	
阿南市	①		○		○	なし	
吉野川市	①		○		○	なし	
阿波市	②	○	○		○	なし	
美馬市	②		○		○	なし	
三好市	①		○		○	なし	
勝浦町	②	○	○		○	なし	
上勝町	②			○	○	なし	
佐那河内村	②	○	○		○	なし	
石井町	②		○		○	なし	
神山町	②			○	○	なし	
松茂町	①		○		○	なし	
北島町	①		○		○	なし	
藍住町	②		○		○	なし	
板野町	①		○		○	なし	
上板町	②		○		○	なし	
那賀町	②		○		○	あり	町長申立の準備をしている段階で、本人より制度を利用しないと強く希望された。
美波町	②		○		○	なし	
牟岐町	②		○		○	なし	
海陽町	①		○		○	なし	
つるぎ町	①		○		○	なし	
東みよし町	②		○		○	なし	

※ ①市町村長申立と成年後見制度利用支援事業の実施要綱を別に作成している。 ②市町村長申立と成年後見制度利用支援事業の実施要綱をひとつにまとめている。

市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポート【高齢者】

市町村	市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポートの有無		内容
徳島市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	個別ケースへの支援に関するサポート: 支援経過の把握継続的な助言 権利擁護支援全般に関するサポート: 市町村担当者の様々な悩みや困りごとへの助言 権利擁護の充実及び成年後見制度の利用促進を図る仕組みづくりについての検討と協議。
鳴門市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	①成年後見制度無料相談窓口相談員として、リーガルサポートセンターと契約を締結している。 ②高齢者障がい者権利擁護支援事業として弁護士会と契約を締結している。
小松島市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	成年後見制度利用促進に係る中核機関運営業務を小松島市社会福祉協議会に委託しているが、成年後見制度の利用が必要と考えられる案件について専門職(弁護士・司法書士・福祉専門職)に委員を委嘱した地域連携検討会で、市長申立の必要性及び申立類型等について検討及び助言をいただいている。
阿南市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	阿南市成年後見センター(R3.4.1設立)のサポートを得ている
吉野川市		専門職から助言等のサポートは得ていない	
阿波市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	徳島弁護士会所属の弁護士に相談業務を委託している。
美馬市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットと委託契約
三好市	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	
勝浦町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	中核機関運営業務委託契約
上勝町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットと中核機関運営業務委託契約を締結している。
佐那河内村	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットと中核機関運営業務委託契約を締結している。
石井町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネット定例検討会
神山町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットと委託契約
松茂町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	徳島弁護士会と高齢者権利擁護支援業務について契約を結んでいる。
北島町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	弁護士相談等
藍住町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	
板野町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	必要に応じて地域ケア会議を実施し、その中で弁護士に相談。
上板町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	コスモス成年後見サポートセンターが2ヶ月に1度相談会を行ってくださっているため、その際に相談したり、必要に応じて対応している。
那賀町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	
美波町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットと契約している
牟岐町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットとアドバイザー契約をしているため、専門職に相談できる体制はとれている。
海陽町		専門職から助言等のサポートは得ていない	
つるぎ町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	・高齢者障がい者権利擁護支援事業(徳島県弁護士会) ・上記以外に、専門職との関係性良く、気軽な相談、支援が受けられている。
東みよし町		専門職から助言等のサポートは得ていない	

市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポート【障がい者】

市町村	市町村長申立実施の判断に関する専門職のサポートの有無		内容
徳島市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと委託契約
鳴門市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	成年後見制度無料相談窓口：リーガルサポートと契約 高齢者障がい者権利擁護支援事業：弁護士会と契約
小松島市		専門職から助言等のサポートは得ていない	
阿南市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	阿南市成年後見センター（R3.4.1設立）のサポートを得ている。
吉野川市		専門職から助言等のサポートは得ていない	
阿波市	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	
美馬市	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットによる定例の支援会議
三好市		専門職から助言等のサポートは得ていない	
勝浦町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットと中核機関運営業務委託契約
上勝町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットと中核機関運営業務委託契約を締結している。
佐那河内村	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	
石井町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	特定非営利活動法人とくしま絆ネットと委託契約
神山町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットと委託契約
松茂町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	
北島町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	
藍住町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	町による法律相談事業があり、必要に応じて相談することができる。
板野町		専門職から助言等のサポートは得ていない	
上板町		専門職から助言等のサポートは得ていない	
那賀町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	
美波町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットと契約している。
牟岐町	◎	定期的な検討会等、専門職から助言等のサポートを得られる体制を整備している	とくしま絆ネットとアドバイザー契約しているため専門職に相談できる体制はとれている。
海陽町		専門職から助言等のサポートは得ていない	
つるぎ町	○	必要に応じて、専門職に相談できる手立ては確保している。	弁護士派遣のための予算を確保している。
東みよし町		専門職から助言等のサポートは得ていない	

市町村長申立実績

(件数)

市町村	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成23年度～ 令和3年度の総件数
徳島市	10	12	13	19	9	13	16	25	30	22	37	206
鳴門市	1	5	5	6	10	12	15	19	16	8	14	111
小松島市	1	2	3	0	2	3	1	3	2	0	8	25
阿南市	0	3	1	1	4	0	13	7	6	12	4	51
吉野川市	1	2	4	4	5	5	4	7	5	2	4	43
阿波市	3	4	1	4	7	2	7	1	4	6	6	45
美馬市	1	5	5	3	7	5	8	8	14	23	15	94
三好市	0	2	3	1	0	2	3	3	4	6	6	30
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上勝町	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3
佐那河内村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
石井町	0	3	1	1	3	3	5	3	5	6	1	31
神山町	0	1	2	0	1	1	0	2	1	0	3	11
松茂町	0	0	3	0	1	2	0	0	1	1	4	12
北島町	1	1	0	1	1	1	2	1	1	0	3	12
藍住町	0	0	4	4	5	0	0	1	1	1	0	16
板野町	0	2	0	1	0	1	0	3	1	1	2	11
上板町	1	0	0	2	0	0	5	3	2	1	1	15
那賀町	1	1	2	1	0	4	0	1	3	6	3	22
美波町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
牟岐町	1	0	2	0	2	1	0	0	0	1	3	10
海陽町	0	0	1	2	0	0	1	1	4	1	2	12
つるぎ町	1	2	0	0	0	0	0	0	0	4	4	11
東みよし町	0	0	0	0	0	1	2	1	3	1	2	10
合計	22	45	52	50	57	57	82	90	104	102	123	784

市町村長申立実績【高齢者】

(件数)

市町村	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成23年度～ 令和3年度の総件数	現在手続中の事業 (検討も含む)	最近の傾向
徳島市	7	8	8	16	6	8	15	22	24	18	31	163	4	増加傾向
鳴門市	1	5	3	4	2	8	5	6	13	7	8	62	3	横ばい
小松島市	0	2	0	0	1	2	1	2	2	0	8	18	1	増加傾向
阿南市	0	1	1	0	3	0	8	4	4	10	3	34	4	横ばい
吉野川市	1	1	3	3	4	3	1	5	5	2	4	32	2	増加傾向
阿波市	2	1	1	3	7	1	6		4	6	3	34	3	横ばい
美馬市	1	5	5	3	6	3	6	6	13	18	14	80	0	増加傾向
三好市	0	2	1	1	0	2	2	2	4	5	5	24	3	増加傾向
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	増加傾向
上勝町	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	横ばい
佐那河内村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	その他
石井町	0	2	1	1	3	2	5	3	4	5	1	27	3	横ばい
神山町	0	1	2	0	1	1	0	2	1	0	2	10	2	増加傾向
松茂町	0	0	1	0	1	2	0	0	1	1	4	10	3	増加傾向
北島町	1	1	0	1	1	1	2	1	1	回答なし	3	12	1	増加傾向
藍住町	0	0	3	4	5	0	0	0	0	1	0	13	0	横ばい
板野町	0	1	0	1	0	1	0	3	0	1	2	9	2	横ばい
上板町	1	0	0	2	0	0	2	1	1	1	1	9	0	横ばい
那賀町	1	1	2	1	0	3	0	1	3	6	3	21	1	増加傾向
美波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	横ばい
牟岐町	1	0	1	0	2	0	0	0	0	1	3	8	0	増加傾向
海陽町	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	2	6	0	横ばい
つるぎ町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	5	0	増加傾向
東みよし町	0	0	0	0	0	1	1	1	3	1	2	9	2	横ばい
合計	16	32	33	41	42	39	54	59	87	85	102	590	38	

市町村長申立実績【障がい者】

(件数)

市町村	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成23年度～ 令和3年度の総件数	現在手続中の事業 (検討も含む)	最近の傾向
徳島市	3	4	5	3	3	5	1	3	6	4	6	43	2	横ばい
鳴門市	0	0	2	2	8	4	10	13	3	1	6	49	0	増加傾向
小松島市	1	0	3	0	1	1	0	1	0	0	0	7	0	横ばい
阿南市	0	2	0	1	1	0	5	3	2	2	1	17	1	横ばい
吉野川市	0	1	1	1	1	2	3	2	0	0	0	11	2	増加傾向
阿波市	1	3	0	1	0	1	1	1	0	0	3	11	0	増加傾向
美馬市	0	0	0	0	1	2	2	2	1	5	1	14	0	横ばい
三好市	0	0	2	0	0	0	1	1	0	1	1	6	0	横ばい
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他
上勝町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	横ばい
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その他
石井町	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	4	0	横ばい
神山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	横ばい
松茂町	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	横ばい
北島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	横ばい
藍住町	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3	0	横ばい
板野町	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	横ばい
上板町	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0	0	6	0	横ばい
那賀町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	増加傾向
美波町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	その他
牟岐町	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	横ばい
海陽町	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	0	6	0	横ばい
つるぎ町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	0	横ばい
東みよし町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	横ばい
合計	6	13	19	9	15	18	28	31	17	17	21	194	6	

【 高齢者 】

① 審判申立をするまでに要する期間

1か月ぐらい	1
2か月ぐらい	3
3か月ぐらい	14
4か月ぐらい	4
5か月ぐらい	
6か月ぐらい	1
18か月ぐらい	
その他	1
無回答	

※その他

・案件が少なく、平均的な期間を回答しがたい。

⑤ 市町村長申立に関して困難に感じていること

手続きの煩雑さ	19
制度が分かりにくい	8
サポート体制の不備	5
後見人報酬の手当て	10
後見人候補者の選定	6
鑑定費用の手当て	4
担当人員不足	13
行政内部の調整や手続き	1
その他	2
無回答	

※その他

・審判申立てに係る必要書類を用意するのには時間がかかる。要支援者への制度説明についても、本人の想いを尊重しながらできる限り配慮すべきであるため時間を要する。

・親族の同意

② 市町村長申立をするために、課題となる理由

親族の有無の調査に時間がかかる	21
親族の申立の意思確認に時間がかかる	20
内部の手続きに時間がかかる	1
人員が足りない	11
その他	4
無回答	1

※その他

・市長による審判申立てに係る添付書類収集に時間を要する。

・他業務が忙しい。

・診断書作成に時間を要することがある。

・町外に住民票がある場合の他自治体との調整

③ 親族の有無の調査に要する期間

1か月ぐらい	8
2か月ぐらい	11
3か月ぐらい	
4か月ぐらい	
その他	2
無回答	

※その他

・20日ぐらい

・14日ぐらい

④ 親族の申立の意思確認に要する期間

1か月ぐらい	15
2か月ぐらい	2
3か月ぐらい	
4か月ぐらい	
その他	3
無回答	

※その他

・10日ぐらい

・20日ぐらい

・21日ぐらい

【 障がい者 】

① 審判申立をするまでに要する期間

1か月ぐらい	1
2か月ぐらい	5
3か月ぐらい	12
4か月ぐらい	1
5か月ぐらい	
6か月ぐらい	1
8か月ぐらい	1
その他	2
無回答	1

※その他

・近年、実績がないため不明

⑤ 市町村長申立に関して困難に感じていること

手続きの煩雑さ	18
制度が分かりにくい	9
サポート体制の不備	5
後見人報酬の手当て	8
後見人候補者の選定	7
鑑定費用の手当て	3
担当人員不足	10
行政内部の調整や手続き	2
その他	3
無回答	

※その他

・市町村申立てを行うことの適否の判断が難しい。

・近年実績がないため不明

・当事者や親族等への説明

② 市町村長申立をするために、課題となる理由

親族の有無の調査に時間がかかる	19
親族の申立の意思確認に時間がかかる	18
内部の手続きに時間がかかる	2
人員が足りない	11
その他	5
無回答	

※その他

・他業務が忙しい。

・必要書類の作成等に時間がかかる

・近年、実績がないため不明

・町外に住民票がある場合の他自治体との調整

・件数が少なく、ノウハウの蓄積がない

③ 親族の有無の調査に要する期間

1か月ぐらい	11
2か月ぐらい	6
3か月ぐらい	
4か月ぐらい	
その他	2
無回答	

※その他

・実績がないため不明

・8ヶ月

④ 親族の申立の意思確認に要する期間

1か月ぐらい	14
2か月ぐらい	
3か月ぐらい	
4か月ぐらい	1
その他	2
無回答	1

※その他

・実績がないため不明

市町村長申立てにおける成年後見人等候補者の調整【高齢者】

市町村	市町村長申立てにおける成年後見人等候補者の調整		内容
徳島市		調整は行っていない	
鳴門市		調整は行っていない	
小松島市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
阿南市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
吉野川市		調整は行っていない	
阿波市		その他	専門職へ相談できる体制を整備し、職種（弁護士、司法書士、社会福祉）をある程度決めて、家庭裁判所へ伝えている。
美馬市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
三好市		調整は行っていない	
勝浦町		調整は行っていない	
上勝町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
佐那河内村	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
石井町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
神山町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
松茂町		調整は行っていない	
北島町		調整は行っていない	
藍住町	○	専門職から助言等を得られる体制は整備していないが、必要に応じて専門職に相談できる手立ては確保している	
板野町		その他	状況により候補者を調整する場合あり
上板町		その他	基本は行っていないが、必要に応じてケア会議や担当課内での検討をしている。
那賀町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
美波町		調整は行っていない	
牟岐町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
海陽町		調整は行っていない	
つるぎ町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
東みよし町		調整は行っていない	

市町村長申立てにおける成年後見人等候補者の調整【障がい者】

市町村	市町村長申立てにおける成年後見人等候補者の調整		内容
徳島市		調整は行っていない	
鳴門市		調整は行っていない	
小松島市		調整は行っていない	
阿南市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
吉野川市		調整は行っていない	
阿波市		その他	地域包括支援センターの社会福祉士等の助言を得たり、ケア会議での検討により調整を行っている。
美馬市	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
三好市		その他	ケースにより調整を行っている場合があるが調整を行わない。
勝浦町		調整は行っていない	
上勝町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
佐那河内村	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
石井町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
神山町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
松茂町		調整は行っていない	
北島町	○	専門職から助言等を得られる体制は整備していないが、必要に応じて専門職に相談できる手立ては確保している	
藍住町	○	専門職から助言等を得られる体制は整備していないが、必要に応じて専門職に相談できる手立ては確保している	
板野町		調整は行っていない	
上板町		調整は行っていない	
那賀町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
美波町		調整は行っていない	
牟岐町	◎	専門職から助言等を得られる体制を整備し、調整を行っている	
海陽町		調整は行っていない	
つるぎ町	○	弁護士派遣のための予算を確保している。	
東みよし町		調整は行っていない	

市町村長申立に関する意見や要望

【高齢者福祉担当課】

◇ 家庭裁判所に対して

小松島市	要支援者の権利擁護に資する制度ではあるが同時に権利の制限にもつながるため、慎重かつ正確に事務を行わなければならないと考えている。市町村長申立ての事務に初めてついた者に対して、制度に関する研修、申立て実務に関する研修等実施していただければ大変ありがたい。
石井町	ほぼ同時期に2名の町長申立てを行ったが、担当の書記官によって書類の記載方法の指示等が違っていたので、統一してほしい。

◇ 国や県に対して

徳島市	不公平感があるため、成年後見人の市町村申立や報酬助成の全国で統一的な運用のための制度が必要である。申立件数、報酬助成増加に伴い、財源確保が困難なため、国、件からの財政支援。
小松島市	高齢者の増加のため成年後見制度については今後ますます需要が高まることが想定される。成年後見制度の推進や市町村長申立てには国や県による財政支援が必要であると考えます。
阿南市	少子高齢化、核家族化が急速に進む中、今後益々、成年後見制度の利用者の増加が見込まれる。当該制度利用者の増加に比例し、経済的理由により後見報酬を支払うことが困難である者も増加していくことが予測されることから、市町村が実施する後見報酬助成に対して、国、県ともに十分に財源を確保していただきたい。
三好市	申立ての際の調査権限について、調査権限があいまいなため、税情報や口座情報等、法の定めにより調査できる範囲を拡大してほしい。
勝浦町	親族調査に時間と手間がかかることから、住民票、戸籍、戸籍の附表のオンライン請求ができるように要望する。
北島町	制度を利用しやすいよう、後見人報酬や、鑑定費用の補助を見直してほしい。

◇ 関係機関(利用支援を行う機関や専門職団体)に対して

小松島市	要支援者の成年後見申立てについては、本人との面談等からできる限り本人の想いを尊重しつつ事務をすすめていくべきであり、そのつなぎ役としてサポートをしていただきたい。
美馬市	裁判所から専門職団体(社会福祉士会)に対する成年後見人等候補者推薦依頼があれば、できるだけ短期間で回答をお願いしたい。
つるぎ町	○社会福祉協議会による日常生活自立支援事業が有効に機能することにより、成年後見制度の利用が始まって事業が終了ではなく、選任された後見人等だけでは大変な部分や、より身近な支援者として、日常の身上監護及び財産管理の支援を共同して行える体制が必要であると考えている。 ○必要な取組みに記載のように、町長申し立てが必要な事案が増えてきており、法人後見の整備が急務であると考えている。そのため、法人後見の実施に向けた体制の整備に取り組んでいただき、実質的な後見人等として受け皿としての活動体制が必要であると考えている。

市町村長申立に関する意見や要望

【障がい者福祉担当課】

◇ 国や県に対して

鳴門市	精神科病院に長期入院している方の多くが、入院前に居住した市町村に既に住居等が存在しておらず、必然的に精神科病院が所在する市町村が要請を受けることが非常に多い。このため精神科病院の多い市町村に事務負担が著しくかかっている。障害者総合支援法においては精神科病院については居住地特例の対象となっていることから、市町村申立てに関しても入院前の自治体で対応することはできないのか。 また財源措置について、現在地域生活支援事業に含まれており実態としてはほぼ市の持ち出しの状況となっている。報酬助成等の負担が増加していることから、負担金等直接的な財源にするなど財政措置を明確にしていきたい。 また、県内ルールを県が示してくれたが、本市をはじめとして、県内の他市町村の要綱改正ができておらず、実際の運用ができない状態。要綱の文言等についても、県内である程度統一できるよう、支援していただきたい。
阿南市	少子高齢化、核家族化が急速に進む中、今後益々、成年後見制度の利用者の増加が見込まれる。当該制度利用者の増加に比例し、経済的理由により後見報酬を支払うことが困難であるものも増加していくことが予測されることから、市町村が実施する後見報酬助成に対して、国、県ともに十分に財源を確保していただきたい。

◇ 関係機関(利用支援を行う機関や専門職団体)に対して

鳴門市	後見人等の質の向上に関する体制づくり。
-----	----------------------------

市町村長申立を促進するために必要な取り組み

【 高齢者福祉担当課 】

徳島市	人員配置の見直し、予算措置、制度の整備、マニュアル化
鳴門市	関係機関との連携。庁内担当部署との連携。
小松島市	住民や支援相談機関に対しての周知が必要である。
阿南市	医療機関や福祉関係機関、自治会等と連携し、成年後見制度に関する周知・啓発や相談体制の充実を図っていく必要がある。
美馬市	住民や関係機関への制度の周知、啓発が必要
勝浦町	・制度内容や相談内容について、関係機関・住民への周知 ・支援関係者への研修 ・町職員の適正な人員配置
上勝町	制度の啓発・周知
神山町	関係機関や住民への制度の周知・啓発
藍住町	広報や研修会の実施を行い、関係機関や施設等に十分な周知を行う。また、親族調査等に時間を有することがあるので、時間短縮の方法を考える必要がある。
上板町	担当が皆兼務で人員が不足しているため、人員の確保と、専門家が必要であると考え。
つるぎ町	いち早く高齢化の進んだ地域となっており、高齢者の支援が継続して必要であることに加え、一人暮らしや高齢者夫婦世帯が多くなっており、成年後見制度の利用に関しても必要性の増も考えられる。その中、市民後見や法人後見といった体制の整備ができていない現状がある。また、身寄りが無い、多額の負債などのトラブル、その他福祉的な事情により、町長申し立てによる支援が必要な増加している状況がうかがえ、専門職に頼らざるを得ない面がある。そうした中、中核機関において、受け皿となる専門職の後見人等との連携を意識し、一緒になってのサポートなどに取り組んでいる。しかしながら、今後の市町村申し立てを促進するためには、身上監護などの福祉的な役割を担える法人後見の整備が急務であると考えている。
東みよし町	制度の周知・啓発

市町村長申立を促進するために必要な取り組み

【 障がい者福祉担当課 】

徳島市	制度周知、関係機関との連携
鳴門市	関係機関との連携、高齢者支援担当課ならびに市社会福祉協議会との定期的な情報共有と連携。
阿南市	医療機関や福祉関係機関、自治会等と連携し、成年後見制度に関する周知・啓発や相談体制の充実を図っていく必要がある。
吉野川市	・広報啓発の拡大 ・相談機能の確保 ・継続的な財源の確保
美馬市	対象者を支援する関係機関において制度が十分に浸透していないと思われるため、関係機関へのさらなる周知が必要であると考え。
勝浦町	・広報等による住民への周知 ・研修等による、支援者の知識向上 ・専門の職員の配置
上勝町	制度の啓発・周知
神山町	関係機関や住民への制度の周知・啓発
松茂町	煩雑な手続きや制度を理解する職員の養成、勉強会への参加。
上板町	制度の具体的周知及び相談窓口の充実。
つるぎ町	申立費用、後見人報酬助成の100%国費化。

成年後見制度利用支援事業の要綱作成状況・助成対象①【高齢者】

市町村	令和3年度以降の改定	親族申立・本人申立の場合も助成対象としているか		親族申立・本人申立を助成対象としていない場合の今後の方針と理由			
				予定あり／実施年度	検討中	予定なし・その他／その理由	
徳島市	○	×	財政的に困難なため		○		
鳴門市	○	×	まだ、対象としていない			○	予算措置が難しいため
小松島市	○	×	親族及び本人申立てへの助成の必要性や要望の把握を十分に行っていない。		○		
阿南市		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している				
吉野川市		×	まだ、対象としていない			○	財政的に困難なため
阿波市	○	×	まだ、対象としていない			○	予算措置が困難なため
美馬市		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している				
三好市		×	まだ、対象としていない		○		
勝浦町	○	◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している				
上勝町		○	実施要綱の改定はできていないが、運用において対象としている				
佐那河内村	○		その他(本人申立ての場合、助成対象としている。)				
石井町	○	×	まだ、対象としていない			その他	石井町成年後見制度利用促進基本計画策定期間(R4～R8)に検討予定
神山町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している				
松茂町	○	○	実施要綱の改定はできていないが、運用において対象としている				
北島町	○	×	まだ、対象としていない			その他	検討中
藍住町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している				
板野町		×	まだ、対象としていない			○	優先すべきは、町長申立該当者と考えている。
上板町		×	まだ、対象としていない		○		
那賀町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している				
美波町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している				
牟岐町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している				
海陽町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している				
つるぎ町		×	まだ、対象としていない			○	後見人等への報酬助成については、被後見人が亡くなるなどで終了するまで続くため、財政面での困難。
東みよし町		×	まだ、対象としていない		○		

まだ、対象としていない市町村:12市町村

助成対象の拡大について検討中:7市町村

成年後見制度利用支援事業の要綱作成状況・助成対象①【障がい者】

市町村	令和3年度以降の改定	親族申立・本人申立の場合も助成対象としているか		親族申立・本人申立を助成対象としていない場合の今後の方針と理由				
				予定あり／実施年度	検討中	予定なし／その理由		
徳島市	○	×	まだ、対象としていない		○			
鳴門市		×	まだ、対象としていない			○	予算措置が難しいため	
小松島市		×	まだ、対象としていない			○	財政的に困難である	
阿南市		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
吉野川市		×	まだ、対象としていない			○	財政的に困難なため	
阿波市	○	×	まだ、対象としていない			○	予算措置が困難なため。	
美馬市		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
三好市		×	まだ、対象としていない		○			
勝浦町	○	◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
上勝町		○	実施要綱の改定はできていないが、運用において対象としている					
佐那河内村	○		その他(本人申立ての場合、助成対象としている。)					
石井町		×	まだ、対象としていない		○			
神山町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
松茂町	○	○	実施要綱の改定はできていないが、運用において対象としている					
北島町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
藍住町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
板野町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
上板町		×	まだ、対象としていない			○	予算措置的事情	
那賀町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
美波町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
牟岐町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
海陽町		◎	市町村長申立に限定しない内容の実施要綱を策定している					
つるぎ町		×	まだ、対象としていない			○	財政が厳しいため	
東みよし町		×	まだ、対象としていない			○	財政負担が生じるため	

まだ、対象としていない市町村: 10市町村

16

助成対象の拡大について検討中: 3市町村

成年後見制度利用支援事業における助成対象②【高齢者】

[illegible]

成年後見制度利用支援事業における助成対象②【障がい者】

[illegible]

成年後見制度利用支援事業における助成対象③【高齢者】

市町村	後見報酬の助成対象とする本人の預貯金額		法人が成年後見人等である場合の報酬助成		
	設定の有無	定めている場合の本人の預貯金額等	助成の有無		対象としていない場合の理由
徳島市	○	80万円以下	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
鳴門市	×		◎	助成対象としている	
小松島市	×			その他	法人が成年後見人等である場合、助成対象としかどうか未検討。
阿南市	○	150万円以下 ※補足 単身世帯:150万以下 2人以上:150万円に50万円/人を加えた額以下	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
吉野川市	×		×		
阿波市	×			その他	本市から社会福祉関連の補助金等で市長が指定するものの交付を受けている場合は除く。
美馬市	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
三好市	×			その他	法人である成年後見人等が存在しない。
勝浦町	その他	金額の定めはないが、資産について生活保護受給者に準じる旨を規定。	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
上勝町	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
佐那河内村	○	50万円未満	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
石井町	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
神山町	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
松茂町	×			その他	法人後見の利用実績がないため、今後検討事項。
北島町	×			その他	検討中
藍住町	○	50万円以下	×		
板野町	無回答		無回答		
上板町	×		×	対象としていない	報酬助成をしていないため
那賀町	○	300万円以下	◎	助成対象としている	
美波町	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
牟岐町	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
海陽町	×		×	対象としていない	法人後見を想定していないため
つるぎ町	×		×	対象としていない	報酬助成をしていないため
東みよし町	×		×	対象としていない	要綱で対象としていないため

成年後見制度利用支援事業における助成対象③【障がい者】

市町村	後見報酬の助成対象とする本人の預貯金額		法人が成年後見人等である場合の報酬助成		
	設定の有無	定めている場合の本人の預貯金額等	助成の有無		対象としていない場合の理由
徳島市	○	80万円以下	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
鳴門市	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
小松島市	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
阿南市	○	150万円以下 ※補足 単身世帯:150万円以下 2人以上:150万円に50万円/人を加えた額以下	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
吉野川市	×			その他	ケースがないため検討予定
阿波市	×			その他	本市から社会福祉関連の補助金等で市長が指定するものの交付を受けている場合は除く。
美馬市	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
三好市	×			その他	法人である成年後見人等が存在していない為
勝浦町	その他	預金金額に定めないが生活保護受給者またはそれに準じる者が対象である。	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
上勝町	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
佐那河内村	○	50万円	○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
石井町	×		×		
神山町	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
松茂町	×			その他	法人後見の利用実績が無い為、今後の検討事項
北島町	×		×		
藍住町	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
板野町	×			その他	想定していない
上板町	×		◎	助成対象としている	
那賀町	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
美波町	×		×		
牟岐町	×		○	実施要綱等には明記していないが、運用において対象としている	
海陽町	×		×		法人に対して助成することを想定していない
つるぎ町	×		×		受託する法人がないため
東みよし町	×		×		法人がないため

成年後見制度利用支援事業における後見報酬の助成内容【高齢者】

市町村	助成の上限額					家庭裁判所が決定した報酬額に対する助成の方針
	上限の有無	区分1		区分2		
徳島市	○	在宅	28,000円	入院・入所	18,000円	助成上限額の範囲において助成
鳴門市	○	在宅生活者	28,000円	施設利用者	18,000円	本人の預金額により報酬額の一部を助成
小松島市	○	在宅	28,000円	施設入所	18,000円	助成上限額の範囲において助成
阿南市	○	在宅	28,000円	施設入所	18,000円	未回答
吉野川市	○	在宅	28,000円	施設入所又は入院	18,000円	助成上限額の範囲において助成
阿波市	○	在宅	28,000円	施設入所・入院	18,000円	その他(助成要件に該当した場合に上限額の範囲で助成)
美馬市	○	在宅	28,000円	施設入所(長期入院を含む)	18,000円	助成上限額の範囲において助成
三好市	×					未回答
勝浦町	○	在宅生活者	28,000円	施設入所者	18,000円	助成上限額の範囲において助成
上勝町	×					その他(本人の預金額及び収入の状況により報酬の全部又は一部を助成する)
佐那河内村	○	在宅で生活している場合	28,000円	施設入所又は長期入院している場合	18,000円	助成上限額の範囲において助成
石井町	○	在宅生活者	28,000円	施設等(病院及び診療所を含む)利用者	18,000円	その他(報酬額全額もしくは定められた上限額を助成する。ただし、本人の預金額により助成しない。)
神山町	○	対象者の生活の場が在宅にある者	28,000円	施設に入所する者又は病院に入院中の者	18,000円	助成上限額の範囲において助成
松茂町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	助成上限額の範囲において助成
北島町	○	在宅	28,000円	施設入所	18,000円	本人の預金額により報酬額の一部を助成
藍住町	○	在宅生活者	28,000円	施設入所者	18,000円	助成上限額の範囲において助成
板野町	○	在宅	28,000円	入院・入所施設	18,000円	助成上限額の範囲において助成
上板町	×					その他(報酬助成を行っていない)
那賀町	○	対象者の生活の場が在宅の場合	28,000円	対象者の生活の場が施設の場合	18,000円	助成上限額の範囲において助成
美波町	○	対象者の生活根拠が在宅の場合	28,000円	対象者の生活根拠が施設の場合	18,000円	助成上限額の範囲において助成
牟岐町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	助成上限額の範囲において助成
海陽町	○	施設入所者以外の者	28,000円	施設入所者	18,000円	助成上限額の範囲において助成
つるぎ町	○	居宅	28,000円	施設	18,000円	助成上限額の範囲において助成
東みよし町	○	在宅	28,000円	施設入所又は長期入院	18,000円	助成上限額の範囲において助成

成年後見制度利用支援事業における後見報酬の助成内容【障がい者】

市町村	助成の上限額					家庭裁判所が決定した報酬額に対する助成の方針
	上限の有無	区分1		区分2		
徳島市	○	在宅	28,000円	施設等	18,000円	助成上限額の範囲において助成
鳴門市	○	在宅	28,000円	施設等	18,000円	本人の預金額により報酬額の一部を助成
小松島市	○	在宅者	28,000円	施設入所者	18,000円	家裁が決定した報酬額全額を助成
阿南市	○	在宅者	28,000円	施設入所者	18,000円	
吉野川市	○	在宅で生活している	28,000円	施設等に入所し、又は入院している	18,000円	助成上限額の範囲において助成
阿波市	○	在宅	28,000円	施設入所、入院	18,000円	その他(助成要件に該当した場合に、上限額の範囲で助成。)
美馬市	○	在宅	28,000円	施設入所(長期入院を含む)	18,000円	助成上限額の範囲において助成
三好市	×					その他(現行の要綱では助成の上限額は定めていないが今後定める予定)
勝浦町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	助成上限額の範囲において助成
上勝町	×					その他(本人の預金額及び収入の状況により、報酬の全部又は一部と助成する。)
佐那河内村	○	在宅で生活している場合	28,000円	施設入所又は長期入院している場合	18,000円	助成上限額の範囲において助成
石井町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	助成上限額の範囲において助成
神山町	○	在宅	28,000円	施設入所又は入院中	18,000円	助成上限額の範囲において助成
松茂町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	助成上限額の範囲において助成
北島町	○	在宅生活者	28,000円	施設等入所者	18,000円	家裁が決定した報酬額全額を助成
藍住町	○	在宅生活者	28,000円	施設入所者	18,000円	本人の預金額により報酬額の一部を助成
板野町	○	在宅	28,000円	入院・入所施設	18,000円	家裁が決定した報酬額全額を助成
上板町	×					その他(助成していない)
那賀町	○	在宅	28,000円	施設	18,000円	助成上限額の範囲において助成
美波町	○	対象者の生活根拠が在宅の場合	28,000円	対象者の生活根拠が施設の場合	18,000円	助成上限額の範囲において助成 本人の預金額により、報酬額の一部を助成する
牟岐町	○	在宅生活者	28,000円	施設入所者	18,000円	助成上限額の範囲において助成
海陽町	○	施設入所者以外の者	28,000円	施設入所者	18,000円	助成上限額の範囲において助成
つるぎ町	○	在宅	28,000円	施設入所	18,000円	家裁が決定した報酬額全額を助成
東みよし町	○	在宅	28,000円	施設入所又は長期入院	18,000円	助成上限額の範囲において助成

成年後見制度利用支援事業 申立費用の助成実績【高齢者】

市町村	有無	申立費用	後見報酬
徳島市	あり		○
鳴門市	あり		○
小松島市	あり	○	○
阿南市	なし		
吉野川市	あり	○	○
阿波市	あり	○	○
美馬市	あり	○	○
三好市	あり		○
勝浦町	なし		
上勝町	なし		
佐那河内村	なし		
石井町	あり	○	○
神山町	なし		
松茂町	なし		
北島町	あり	○	
藍住町	あり		○
板野町	あり	○	
上板町	なし		
那賀町	あり	○	○
美波町	なし		
牟岐町	あり	○	
海陽町	あり		○
つるぎ町	あり		○
東みよし町	あり	○	○
合計	あり:	10	13

市町村	令和元年度	令和2年度	令和3年度							H24～R3 総件数
			助成件数	類型			申立人			
				後見	保佐	補助	市町村長	本人	親族	
徳島市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	16
鳴門市	5	7	3	0	2	1	3	0	0	33
小松島市	1	0	1	1	0	0	1	0	0	6
阿南市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	8
吉野川市	5	2	4	4	0	0	4	0	0	27
阿波市	2	4	1	0	1	0	1	0	0	21
美馬市	3	5	14	10	3	1	14	0	0	47
三好市	1	2	0	0	0	0	0	0	0	10
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上勝町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
石井町	4	4	1	0	1	0	1	0	0	19
神山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
松茂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
北島町	1	0	3	3	0	0	3	0	0	10
藍住町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
板野町	0	1	1	1	0	0	1	0	0	6
上板町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
那賀町	5	5	3	2	0	1	3	0	0	20
美波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牟岐町	0	1	3	3	0	0	3	0	0	4
海陽町	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
つるぎ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東みよし町	3	1	2	2	0	0	2	0	0	8
合計	40	34	36	26	7	3	36	0	0	253

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の助成実績【高齢者】

市町村	後見報酬の 助成あり	令和元年度		令和2年度		令和3年度								H24～R3 実件数
		助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	類型			申立人			
								後見	保佐	補助	市町村長	本人	親族	
徳島市	○	18	10	22	11	24	12	22	1	1	24	0	0	52
鳴門市	○	5	0	7	4	9	0	4	2	3	9	0	0	12
小松島市	○	2	0	4	1	3	0	3	0	0	3	0	0	3
阿南市		4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
吉野川市	○	5	5	10	4	3	1	3	0	0	3	0	0	12
阿波市	○	5	3	4	0	6	2	5	1	0	6	0	0	11
美馬市	○	6	6	3	2	5	3	2	2	1	5	0	0	16
三好市	○	3	3	4	0	3	1	3	0	0	3	0	0	5
勝浦町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上勝町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐那河内村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町	○	5	3	3	3	8	3	6	2	0	8	0	0	13
神山町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松茂町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
北島町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
藍住町	○	1	0	2	0	2	0	1	0	1	1	1	0	4
板野町		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上板町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那賀町	○	3	2	6	3	9	0	8	1	0	7	1	1	10
美波町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
牟岐町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
海陽町	○	0	0	2	2	2	0	0	0	2	2	0	0	2
つるぎ町	○	1	0	1	0	2	0	2	0	0	2	0	0	1
東みよし町	○	1	1	1	0	2	0	2	0	0	2	0	0	1
合計	13	60	37	69	30	78	22	61	9	8	75	2	1	151

成年後見制度利用支援事業 申立費用の助成実績【障がい者】

市町村	有無	申立費用	後見報酬
徳島市	あり		○
鳴門市	あり	○	○
小松島市	あり		○
阿南市	なし		
吉野川市	あり		○
阿波市	あり	○	
美馬市	あり	○	○
三好市	なし		
勝浦町	なし		
上勝町	なし		
佐那河内村	なし		
石井町	あり		○
神山町	なし		
松茂町	あり		○
北島町	なし		
藍住町	なし		
板野町	あり		○
上板町	なし		
那賀町	あり		○
美波町	なし		
牟岐町	なし		
海陽町	なし		
つるぎ町	あり	○	○
東みよし町	なし		
合計	あり:	4	10

市町村	令和元年度	令和2年度	令和3年度							H24～R3 総件数
			助成件数	類型			申立人			
				後見	保佐	補助	市町村長	本人	親族	
徳島市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
鳴門市	0	0	2	2	0	0	2	0	0	11
小松島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
阿南市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	11
吉野川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
阿波市	0	0	3	3	0	0	3	0	0	10
美馬市	1	2	1	1	0	0	1	0	0	11
三好市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上勝町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
神山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松茂町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
北島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藍住町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
板野町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
上板町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
那賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
美波町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牟岐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
海陽町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
つるぎ町	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1
東みよし町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	4	7	7	0	0	7	0	0	78

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の助成実績【障がい者】

市町村	後見報酬の 助成あり	令和元年度		令和2年度		令和3年度									H24～R3 案件数
		助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	助成件数	年度の新規件数	類型			申立人				
								後見	保佐	補助	市町村長	本人	親族		
徳島市	○	11	2	11	3	11	1	5	3	3	11	0	0	17	
鳴門市	○	6	6	10	4	10	0	2	7	1	10	0	0	15	
小松島市	○	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	3	
阿南市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
吉野川市	○	2	1	2	0	3	0	1	2	0	3	0	0	4	
阿波市		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
美馬市	○	1	0	2	1	2	0	1	0	1	2	0	0	2	
三好市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
勝浦町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上勝町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
佐那河内村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石井町	○	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	
神山町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
松茂町	○	1	0	1	1	2	0	1	0	1	1	0	1	2	
北島町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
藍住町		1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
板野町	○	1	0	1	0	1	0	1	0	0	不明	不明	不明	2	
上板町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
那賀町	○	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	
美波町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
牟岐町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
海陽町		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
つるぎ町	○	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	
東みよし町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	10	26	9	31	9	33	1	14	13	6	30	1	1	53	

成年後見制度利用支援事業 申立費用の予算額と執行額 【高齢者】

市町村	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額	
徳島市	1,236,000	20件分	249,683	24件分	736,000	20件分	207,573	18件分	738,000	20件分	401,128	31件分
鳴門市	1,088,000	10件分	181,368	13件分	1,050,000	15件分	103,560	9件分	120,000	4件分	40,200	3件分
小松島市	0		28,540	1件分	0		0		0	0	26,900	1件分
阿南市	593,000	10件分	53,368	4件分	0		0		未回答	未回答	未回答	未回答
吉野川市	352,000	5件分	112,000	5件分	332,000	5件分	18,304	2件分	252,000	5件分	44,274	4件分
阿波市	532,000	5件分	21,172	2件分	532,000	5件分	43,158	4件分	532,000	5件分	12,659	1件分
美馬市	190,000	2件分	21,794	3件分	270,000	10件分	190,800	18件分	260,000	10件分	198,800	14件分
三好市	339,000	3件分	9,650	1件分	90,000	3件分	81,476	4件分	359,500	5件分	0	0
勝浦町	100,000	1件分	0		150,000	2件分	0		150,000	2件分	0	0
上勝町	8,000	1件分	7,576	1件分	0		0		0	0	0	0
佐那河内村	120,000	1件分	0		120,000	1件分	0		120,000	1件分	0	0
石井町	257,000	4件分	44,524	3件分	262,000	4件分	41,057	4件分	393,000	6件分	14,700	1件分
神山町	74,000	2件分	0		68,000	2件分	0		74,000	2件分	66,480	2件分
松茂町	124,000	2件分	0		124,000	1件分	10,523	1件分	125,680	2件分	22,341	4件分
北島町	108,000	1件分	0		108,000	1件分	0		108,000	10件分	25,000	3件分
藍住町	0		0		800,000	4件分	0		800,000	未回答	0	0
板野町	180,000	2件分	0		180,000	2件分	57,370	1件分	180,000	2件分	59,398	1件分
上板町	300,000	5件分	4,240	1件分	150,000	3件分	0		1,500	3件分	0	0
那賀町	200,000	2件分	104,983	5件分	264,000	10件分	47,600	6件分	64,000	10件分	47,600	6件分
美波町	90,000	3件分	0		90,000	3件分	0		90,000	3件分	0	0
牟岐町	100,000	1件分	0		100,000	1件分	5,428	1件分	100,000	0	16,494	3件分
海陽町	133,000	2件分	40,440	3件分	142,000	2件分	24,400	2件分	142,000	2件分	1,200	2件分
つるぎ町	120,000	1件分	0		120,000	1件分	0		120,000	1件分	0	0
東みよし町	270,000	2件分	110,818	3件分	250,000	10件分	11,900	1件分	250,000	10件分	47,005	3件分

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の予算額と執行額 【高齢者】

市町村	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額	
徳島市	5,520,000	20件分	3,144,423	18件分	5,520,000	20件分	4,149,848	22件分	7,176,000	26件分	4,314,967	24件分
鳴門市	1,440,000	6件分	1,132,000	5件分	1,920,000	8件分	1,419,871	7件分	3,984,000	14件分	1,925,000	9件分
小松島市	1,200,000	4件分	508,000	2件分	1,500,000	5件分	926,898	4件分	1344000	4件分	432,000	3件分
阿南市	3,360,000	10件分	798,000	4件分	0		0		無回答	無回答	無回答	無回答
吉野川市	1,344,000	4件分	1,037,800	5件分	1,680,000	5件分	1,737,000	10件分	1,680,000	5件分	654,000	3件分
阿波市	1,848,000	8件分	780,000	5件分	1,848,000	8件分	738,000	4件分	1,848,000	8件分	1,134,000	6件分
美馬市	864,000	4件分	722,361	6件分	1,080,000	5件分	533,000	3件分	1,080,000	5件分	580,783	5件分
三好市	336,000	2件分	498,000	3件分	585,000	3件分	745,000	4件分	1,470,000	7件分	540,000	3件分
勝浦町	50,000	1件分	0		0		0		0	0	0	0
上勝町	0		0		0		0		0	0	0	0
佐那河内村	340,000	1件分	0		340,000	1件分	0		340,000	1件分	0	0
石井町	1,344,000	4件分	1,191,000	5件分	1,680,000	5件分	538,000	3件分	4,032,000	12件分	1,937,620	8件分
神山町	0		0		0		0		1,104,000	4件分	0	0
松茂町	336,000	1件分	0		336,000	1件分	0		336,000	1件分	0	0
北島町	336,000	1件分	0		336,000	1件分	0		336,000	1件分	0	0
藍住町	800,000		216,000	1件分	0		415,000	2件分	申立て費用に含む	無回答	463,000	2件分
板野町	984,000	4件分	288,000	1件分	0		0		216,000	1件分	0	0
上板町	0		0		0		0		0	0	0	0
那賀町	672,000	2件分	401,000	3件分	1,344,000	4件分	1,154,000	6件分	1,344,000	12件分	1,154,000	9件分
美波町	768,000	3件分	0		768,000	3件分	0		768,000	3件分	0	0
牟岐町	500,000	1件分	0		500,000		0		500,000	0	0	0
海陽町	552,000	2件分	0		984,000	3件分	317,000	2件分	984,000	3件分	294,000	2件分
つるぎ町	552,000	2件分	144,000	1件分	552,000	2件分	144,000	1件分	696,000	3件分	336,000	2件分
東みよし町	552,000	2件分	216,000	1件分	552,000	2件分	216,000	1件分	768,000	3件分	360,000	2件分

成年後見制度利用支援事業 申立費用の予算額と執行額【障がい者】

市町村	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額	
徳島市	151,000	6件分	9,748	1件分	218,000	8件分	0		198,000	7件分	0	0
鳴門市	1,311,000	12件分	13,600	3件分	765,000	7件分	0		765,000	7件分	34,800	2件分
小松島市	109,600	2件分	0		103,600	2件分	0		97,000	1件分	0	0
阿南市	278,000	4件分	99,838	2件分	0		0		0	0	0	0
吉野川市	427,000	5件分	0		377,500	5件分	0		146,500	3件分	0	0
阿波市	247,600	4件分	0		255,600	4件分	0		349,700	7件分	32,756	3件分
美馬市	220,000	2件分	6,400	1件分	70,000	2件分	41,130	2件分	70,000	2件分	360,000	2件分
三好市	226,000	2件分	0		238,000	2件分	10928	1件分	230,000	2件分	0	0
勝浦町	114,800	1件分	0		114,000	2件分	0		114,000	2件分	0	0
上勝町	0		0		0		0		0	0	0	0
佐那河内村	130,000	1件分	0		130,000	1件分	0		130,000	1件分	0	0
石井町	63,000	1件分	12,320	1件分	61,000	1件分	0		66,000	1件分	0	0
神山町	163,000	1件分	0		68,500		0		61,900	1件分	9,200	1件分
松茂町	108,900	1件分	0		108,900	1件分	0		108,900	1件分	0	0
北島町	114,000	1件分	0		114,000	1件分	0		114,000	1件分	0	0
藍住町	1,212,000	5件分	59,200	1件分	174,000	3件分	0		174,000	3件分	0	0
板野町	160,000	2件分	11,900	1件分	160,000	1件分	0		160,000	1件分	0	0
上板町	80,000	5件分	4,892	1件分	80,000	1件分	0		5,000	3件分	0	0
那賀町	84,000	1件分	0		84,000	1件分	0		84,000	1件分	0	0
美波町	90,000	3件分	0		90,000	3件分	0		90,000	3件分	0	0
牟岐町	100,000	1件分	0		100,000	1件分	0		100,000	1件分	0	0
海陽町	133,000	2件分	0		134,000	2件分	0		134,000	2件分	0	0
つるぎ町	100,000	1件分	0		100,000	1件分	0		100,000	1件分	11,539	1件分
東みよし町	100,000	1件分	0		100,000	1件分	0		100,000	1件分	0	0

成年後見制度利用支援事業 後見報酬の予算額と執行額 【障がい者】

市町村	令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	予算額		執行額		予算額		執行額		予算額		執行額	
徳島市	3,456,000	11件分	2,538,122	11件分	3,433,000	13件分	2,640,170	11件分	3,776,000	14件分	2,540,379	11件分
鳴門市	2,865,000	12件分	888,000	6件分	3,120,000	13件分	1,571,000	10件分	3,120,000	13件分	1,884,000	10件分
小松島市	600,000	2件分	300,000	1件分	600,000	2件分	300,000	1件分	300,000	1件分	300,000	1件分
阿南市	1,008,000	3件分	0		0	0	0		0	0	0	0
吉野川市	1,008,000	3件分	744,000	3件分	1,344,000	4件分	436,000	2件分	1,008,000	3件分	699,000	3件分
阿波市	552,000	2件分	216,000	1件分	552,000	2件分	216,000	1件分	552,000	2件分	0	0
美馬市	360,000	2件分	102,000	1件分	360,000	2件分	312,000	2件分	360,000	2件分	330,000	2件分
三好市	168,000	1件分(6か月分)	0		168,000	1件分	0		672,000	2件分	0	0
勝浦町	168,000	1件分	0		336,000	2件分	0		336,000	2件分	0	0
上勝町	0		0		0		0		0	0	0	0
佐那河内村	340,000	1件分	0		340,000	1件分	0		340,000	1件分	0	0
石井町	336,000	1件分	0		336,000	1件分	0		336,000	1件分	244,000	1件分
神山町	0		0		0		0		552,000	2件分	0	0
松茂町	336,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分	333,000	1件分	336,000	1件分	664,000	2件分
北島町	84,000	1件分	0		216,000	1件分	0		216,000	1件分	0	0
藍住町	予算は一括計上		216,000	1件分	216,000	1件分	214,000	1件分	216,000	1件分	214,000	1件分
板野町	336,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分	156,000	1件分	336,000	1件分	336,000	1件分
上板町	0		0		80,000		0		0	0	0	0
那賀町	252,000	1件分	0		252,000	1件分	0		252,000	1件分	336,000	1件分
美波町	768,000	3件分	0		768,000	3件分	0		768,000	3件分	0	0
牟岐町	360,000	1件分	0		360,000	12件分	0		360,000	12件分	0	0
海陽町	552,000	2件分	0		552,000	2件分	223,245	1件分	552,000	2件分	0	0
つるぎ町	600,000	2件分	240,000	1件分	600,000	2件分	240,000	1件分	600,000	2件分	240,000	1件分
東みよし町	0		0		336,000	1件分	0		336,000	1件分	0	0

成年後見制度利用支援事業 令和4年度予算化状況

高齢者				
市町村	申立費用		後見報酬	
	令和4年度予算額	件数	令和4年度予算額	件数
徳島市	7,176,000	26	4,314,967	24
鳴門市	84,000	4	4,344,000	19
小松島市	0	0	1,344,000	4
阿南市	938,000	15	3,360,000	10
吉野川市	232,000	5	1,944,000	9
阿波市	532,000	5	1,848,000	8
美馬市	300,000	10	1,080,000	5
三好市	209,500	5	1,470,000	7
勝浦町	200,000	2	336,000	1
上勝町	0	0	0	0
佐那河内村	120,000	1	340,000	1
石井町	393,000	6	4,368,000	13
神山町	145,000	4	1,104,000	4
松茂町	164,200	5	1,008,000	3
北島町	108,000	10	552,000	2
藍住町	800,000	未回答	申立て費用に含む	未回答
板野町	180,000	2	432,000	2
上板町	15,000	3	0	0
那賀町	44,800	7	3,840,000	15
美波町	90,000	3	768,000	3
牟岐町	100,000	0	500,000	0
海陽町	142,000	2	984,000	3
つるぎ町	240,000	2	1,368,000	5
東みよし町	250,000	10	1,104,000	4
計		127		142

障がい者				
市町村	申立費用		後見報酬	
	令和4年度予算額	件数	令和4年度予算額	件数
徳島市	197,000	6	3,776,000	14
鳴門市	3,120,000	13	765,000	7
小松島市	97,000	1	300,000	1
阿南市	278,000	4	1,008,000	4
吉野川市	146,500	3	1,008,000	3
阿波市	524,000	8	1,104,000	4
美馬市	70,000	2	600,000	3
三好市	230,000	2	672,000	2
勝浦町	200,000	2	336,000	2
上勝町	0	0	0	0
佐那河内村	130,000	1	340,000	1
石井町	66,000	1	336,000	1
神山町	145,000	4	1,104,000	4
松茂町	108,900	1	672,000	2
北島町	114,000	1	216,000	1
藍住町	174,000	3	216,000	1
板野町	80,000	1	336,000	1
上板町	50,000	3	0	0
那賀町	84,000	1	252,000	1
美波町	90,000	3	768,000	3
牟岐町	100,000	1	360,000	12
海陽町	134,000	2	552,000	2
つるぎ町	100,000	1	600,000	2
東みよし町	100,000	1	336,000	1
計		65		72

成年後見制度利用支援事業の実施における課題

【 高齢者福祉担当課 】

鳴門市	報酬助成について、本人の預貯金額が報酬額を上回っている場合の助成についての判断が難しい。(現時点では、後見人等から、終始予定や金銭管理の状況などを書面や口頭で聞き取って総合的に判断している。)
小松島市	低所得者や身寄りのない方の成年後見等申立ては、申立費用助成や後見報酬助成の対象となる場合が多いため、制度の促進が市の財政負担につながっていくので、必要とする方に適正に制度を利用していただくためにも国・県のバックアップがいただきたい。
阿南市	少子高齢化、核家族化が急速に進む中、今後益々、成年後見制度の利用者の増加が見込まれる。当該制度利用者の増加に比例し、経済的理由により後見報酬を支払うことが困難である者も増加していくことが予測されることから、市町村が実施する後見報酬助成に対して、国、県ともに予算を十分に措置するよう要望する。
三好市	現在の要綱では、市町村申立てをした方のみが対象となっており、親族申立てをした困窮世帯に対する支援ができない状況にある。今後要綱の改定予定はあるものの、対象範囲をどう拡大するかについて課題がある。
藍住町	必要な人に制度の周知と理解をしてもらう。
上板町	担当が皆兼務で人員が不足しているため、人員の確保と、専門家が必要であるとする。

【 障がい者福祉担当課 】

徳島市	対象者の拡充(財源確保)
鳴門市	・報酬助成の可否を判断するための基準(預貯金額や必要経費の考え方)が定まっていない。 ・複数後見人がついている場合であって、当該措置の事由が解消した際の取り扱いについて。 ・過去に市長申立てを行った者に対する定期的な状況把握の体制づくり。 ・十分な財源の確保。 ・本市の市長申立てを受けて成年後見制度利用支援事業を利用している者が市外へ転出した場合の対応(現在は引き続き本市が対応しているが、他市町村へ転出しているため本人の状況把握が困難)。
阿南市	少子高齢化、核家族化が急速に進む中、今後益々、成年後見制度の利用者の増加が見込まれる。当該制度利用者の増加に比例し、経済的理由により後見報酬を支払うことが困難である者も増加していくことが予想されることから、市町村が実施する後見報酬助成に対して、国、県ともに予算を十分に措置するよう要望する。
三好市	現在の要綱の改正検討を2021年度から行っているが、高齢たんとと事業のすり合わせをしており、改正に時間がかかっている。
上板町	予算及び周知

成年後見制度利用支援事業に関する要望や意見

【高齢者福祉担当課】

◇ 家庭裁判所に対して

小松島市	制度を推進していくにあたっては、後見人等の担い手の確保が非常に重要となるため、家庭裁判所でも「成年後見人等の仕事」について市民向けの公開講座等開催していただきたい。
藍住町	研修会の実施や相談体制の整備をお願いしたい。

◇ 国や県に対して

徳島市	報酬助成を行う条件が自治体ごとに異なるため、どこの市町村がどの程度の収入、財産状況で助成を行うか、一定の基準を示してほしい。
小松島市	申立費用や成年後見人等への後見報酬助成の拡大には財政支援が必須であると考えます。また、住所地特例等の場合の各自治体連携のあり方等指針となるものをどんどん示していただきたい。
三好市	高齢化が進み、認知疾患が増加している現状で、今後も成年後見制度の利用者は増加していくことが見込まれるため、予算について財政的な支援を拡充してほしい。
勝浦町	申立て費用と後見人報酬について全額補助を要望する。
松茂町	第2期成年後見制度利用促進計画の副題である、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進であるならば、生活保護者の成年後見制度利用に係る経費（後見人報酬等）は生活保護者の中に含めて、全額支給すべきである。（介護保険会計の地域支援事業費や普通交付税措置ではなく）
藍住町	継続しての予算措置をお願いしたい。
つるぎ町	将来的な超高齢化が明確になっており、成年後見制度の利用についても今後増加が考えられるとのことで、市町村申立に限らず、低所得者に対して申立費用・後見人等報酬費用の助成については、全額国費において実施することをお願いしたい。地方になるほどすでに急速な少子高齢化が進んでおり、高齢者に関わる費用の割合は大きく、財政面で全国同じように実施していくことが難しい。

◇ 関係機関に対して

小松島市	住所地特例等の市町村間を横断しての支援が必要となる場合に、相互連携の体制づくりに参画していただきたい。
藍住町	連携をしての相談体制の整備をお願いしたい。

成年後見制度利用支援事業に関する要望や意見

【障がい者福祉担当課】

◇ 国や県に対して

徳島市	補助金の満額支給
鳴門市	現在、国で検討されている後見人等のあり方や、報酬のあり方など、最新の情報があれば教えていただきたい。
小松島市	市長申立てで後見を利用している人が、転出した場合の報酬の支払いについて、取り決めを作成してほしい。

市民後見人に関する取り組み【高齢者】

市町村	市民後見人の養成					市民後見人の活動支援				
	養成を実施／実施方法	検討中	予定なし／その理由			活動支援を実施／実施方法	検討中	予定なし／その理由		
徳島市		○					○			
鳴門市			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
小松島市		○					○			
阿南市	○	委託					○			
吉野川市			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
阿波市			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
美馬市	○	委託				○	委託			
三好市			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
勝浦町			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
上勝町			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
佐那河内村			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
石井町			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		その他(石井町成年後見制度利用促進基本計画策定期間中(R4～R8))に検討予定
神山町			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
松茂町		○					○			
北島町			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
藍住町			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
板野町			○		成年後見制度に対するニーズが少ない(無い)ことを把握しているため			○		成年後見制度に対するニーズが少ない(無い)ことを把握しているため
上板町			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
那賀町		○					○			
美波町			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
牟岐町			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
海陽町			○		その他(社会福祉協議会が法人後見を行っており、対応しているため)			○		その他(社会福祉協議会が法人後見を行っており、対応しているため)
つるぎ町		○					○			
東みよし町			○		市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため

市民後見人に関する取り組み【障がい者】

市町村	市民後見人の養成					市民後見人の活動支援				
	養成を実施／実施方法		検討中	予定なし／その理由		活動支援を実施／実施方法		検討中	予定なし／その理由	
徳島市										
鳴門市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
小松島市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
阿南市	○	委託						○		
吉野川市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
阿波市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
美馬市	○	委託				○	委託			
三好市				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
勝浦町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
上勝町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
佐那河内村				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
石井町			○					○		
神山町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
松茂町			○					○		
北島町				○	その他（小規模な自治体であり養成研修等を開催しても希望者がいないことが想定されるため）				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
藍住町			○					○		
板野町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
上板町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
那賀町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
美波町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
牟岐町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
海陽町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため			○		
つるぎ町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため
東みよし町				○	市民後見人を養成するための組織体制の整備や費用の確保が困難なため				○	市民後見人の活動支援を行うための組織体制の整備や費用の確保が困難なため

権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備【市町村計画の策定】

市町村	市町村計画					
	策定済み／策定期期		策定予定／作成予定時期		予定なし／理由	
徳島市	○	令和4年3月				
鳴門市	○	令和3年3月				
小松島市	○	令和3年3月				
阿南市	○	令和2年9月				
吉野川市			○	令和5年4月		
阿波市	○	令和4年3月				
美馬市	○	令和3年3月				
三好市			○	令和5年3月		
勝浦町	○	令和3年3月				
上勝町	○	令和4年3月				
佐那河内村			○	令和6年3月		
石井町	○	令和4年3月				
神山町	○	地域福祉計画にて策定済み				
松茂町	○	令和3年3月				
北島町	○	令和4年3月				
藍住町	○	令和4年3月				
板野町	○	令和2年3月				
上板町	○	令和3年3月			○	人員不足のため(高齢者)
那賀町	○	令和4年4月				
美波町	○	令和2年3月				
牟岐町	○	令和3年4月 (令和2年3月 高齢者)				
海陽町	○	令和3年3月				
つるぎ町	○	令和3年3月				
東みよし町	○	令和3年3月				

権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備【中核機関の設置】

市町村	設置済み				設置予定				設置予定なし／理由	
	設置済み／設置時期		委託先①	委託先②	設置予定／設置予定時期		委託先①	委託先②		
徳島市	○	令和4年3月								
鳴門市	○	令和4年3月								
小松島市	○	令和3年12月			○					
阿南市	○	令和3年4月	阿南市社会福祉協議会							
吉野川市					○	令和5年4月	検討中			
阿波市					○	令和5年1月				
美馬市	○	令和4年3月	特定非営利活動法人 とくしま絆ネット	美馬市社会福祉協議会						
三好市					○	令和5年3月				
勝浦町	○	令和4年4月	特定非営利活動法人 とくしま絆ネット							
上勝町	○	令和4年4月	特定非営利活動法人 とくしま絆ネット							
佐那河内村	○	令和4年4月	特定非営利活動法人 とくしま絆ネット							
石井町	○	令和4年4月	石井町社会福祉協議会	特定非営利活動法人 とくしま絆ネット						
神山町	○	令和4年4月	特定非営利活動法人 とくしま絆ネット							
松茂町					○	令和4年12月	松茂町社会福祉協議会			
北島町	○	令和4年4月								
藍住町	○	令和4年3月	藍住町社会福祉協議会							
板野町	○	令和4年4月								
上板町					○	令和4年以降(障がい者) 令和5年4月(高齢者)	上板町地域包括センター(高齢者)			
那賀町	○	令和4年4月	特定非営利活動法人 とくしま絆ネット							
美波町					○	令和5年3月				
牟岐町					○	令和5年3月	牟岐町社会福祉協議会	特定非営利活動法人 とくしま絆ネット		
海陽町	○	令和3年4月	海陽町社会福祉協議会							
つるぎ町	○	令和3年4月								
東みよし町					○	令和4年度中(高齢者)			その他(障がい者)	検討中

市町村計画の策定、中核機関の設置など権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築における課題

【高齢者福祉担当課】

鳴門市	令和4年3月に中核機関の立ち上げを行ったが、人員や予算措置、活動内容等について課題があり、活動内容について今後も関係機関と連携し、検討していく必要がある。
小松島市	中核機関は設置済であるが、今後は住所地特例等の自治体を横断して支援をすべき方の成年後見等の支援のあり方、他市町村の中核機関との連携を協議していく必要があると考えている。
三好市	人員不足のため、専門性を確保した上で、中核機関で業務をする専門職員を置くことが難しい。また、日常生活自立支援事業等の、他事業からのスムーズな引継ぎという点がまだはっきり決まっていない。
上勝町	人員不足
藍住町	人材不足
上板町	人員が不足している。

【障がい者福祉担当課】

三好市	※三好市では高齢担当が中心となり、ネットワークの構築を行っているため、高齢者のアンケートに記入している。
上勝町	人員不足

市町村計画の策定、中核機関の設置など権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に関する意見や要望

【高齢者福祉担当課】

◇家庭裁判所に対して

小松島市	市民後見人や法人後見など担い手の育成や適正な後見人等の選任・交代についても支援、参画いただければ考える。
------	--

◇国や県に対して

徳島市	補助金等財政支援
小松島市	行政担当者は定期異動ではじめて成年後見制度や権利養護支援に触れる者も多いと思うので、県・国が分かりやすく説明した指針の提示や定期的な研修を実施して欲しい。
藍住町	継続して予算措置をお願いしたい。

◇関係機関(利用支援を行う機関や専門職団体)に対して

小松島市	今後は、自治体横断的な支援が必要となってくる案件も増加すると考えられるので、県単位の地域連携ネットワークの構築を考えていく必要がある。
つるぎ町	中核機関の役割として、成年後見制度利用促進機能のうち、法人後見をはじめとする担い手の養成があるが、まだ法人後見、市民後見といった体制の整備に至っていない。高齢・過疎が進んでいる事や、身寄りのない人などのケースが増加しているといったこともあり、市民後見人の養成、市民後見人での対応に困難さがあり、現状、法人後見の整備が優先と考えている。町全体として、権利擁護支援、地域支援ネットワークの構築にあたり、法人としても法人後見を実施できる体制を整備して欲しいと考えている。

【障がい者福祉担当課】

◇国や県に対して

勝浦町	引き続き、研修やサポートなどしていただきたい。
-----	-------------------------

その他成年後見制度利用促進や権利擁護に関する取り組み

市町村	高齢者福祉担当課	障がい者福祉担当課
	取り組みの有無	取り組みの有無
徳島市	×	
鳴門市	○	○
小松島市	○	×
阿南市	○	○
吉野川市	○	×
阿波市	○	×
美馬市	○	×
三好市	×	×
勝浦町	○	○
上勝町	○	○
佐那河内村	×	×
石井町	○	○
神山町	×	×
松茂町	○	×
北島町	×	×
藍住町	×	無回答
板野町	無回答	×
上板町	×	×
那賀町	×	×
美波町	×	×
牟岐町	○	○
海陽町	×	×
つるぎ町	○	○
東みよし町	×	○
	取り組み有：12か所	取り組み有：8か所

その他成年後見制度利用促進や権利擁護に関する取り組み

【 高齢者福祉担当課 】

鳴門市	現在、中核機関の立ち上げも行い、障がい者担当課・高齢者担当課・社会福祉協議会の三者で、成年後見制度利用促進について毎月会議を行っている。
小松島市	成年後見制度や申立て手続きの手順等や日常生活自立支援事業について説明した後見センターのパンフレットを配布している。
阿南祖	成年後見センターと協力し、制度の周知と相談体制の整備を図っている。
吉野川市	吉野川市地域包括支援センターの委託業務のうち権利擁護業務として、成年後見制度のほか虐待対応及び困難事例対応に取り組んでいる。
阿波市	・地域支援事業(総合相談において、市民からの相談に対応している。) ・権利擁護(高齢者虐待含む)に関する研修を開催している。 ・市広報誌に権利擁護(高齢者虐待、成年後見制度)について掲載し、周知している。 ・介護支援専門員連絡会等において、制度や高齢者虐待について研修を行っている。
美馬市	とくしま絆ネットの協力による個別事例対応 美馬市権利擁護基幹センター(直営中核機関)にて、総合相談業務のほか関係機関への広報啓発 高齢者虐待防止や成年後見制度研修会の開催
勝浦町	・成年後見制度に関する研修会 ・地域包括支援センターへ権利擁護に関する相談事業の委託 ・地域ケア会議での関係機関の連携
上勝町	・とくしま絆ネットと中核機関運営業務委託契約を締結している。 ・地域包括支援センターにおいて申立て支援をしている。
石井町	権利擁護セミナー、なんでも無料相談会、ふじっこあんしんサポーター養成講座の開催
松茂町	広報等での周知、講座の開催、研修
牟岐町	とくしま絆ネットとアドバイザー契約をしており、年3回の定例検討会には、牟岐町役場・牟岐町社会福祉協議会・地域包括支援センターが連携して取り組んでいる。
つるぎ町	・関係機関に対しての権利擁護に関する研修会。 ・高齢者との関わりのある期間への中核機関の周知。 ・選任された後見人等と連携して、被後見人等との調整や手続き等の支援。

その他成年後見制度利用促進や権利擁護に関する取り組み

【 障がい者福祉担当課 】

鳴門市	現在、障がい者担当課・高齢者担当課・社会福祉協議会の三者で成年後見制度利用促進について毎月協議している。
阿南市	成年後見センターと協力し、制度の周知と相談体制の整備を図っている。
勝浦町	・成年後見制度についての研修会 ・自立支援協議会で関係機関と情報共有などを行い、連携している。 ・相談支援事業所へ相談事業を委託し、権利擁護のために必要な援助を行っている。
上勝町	とくしま絆ネットと中核機関運営業務委託契約を締結している。
石井町	自立支援協議会で権利擁護部会を設置し、成年後見に関する対応や権利擁護・虐待防止研修を実施している。
牟岐町	とくしま絆ネットとアドバイザー契約をしており、年3回の定例検討会には、牟岐町役場・牟岐町社会福祉協議会・地域包括支援センターが連携し取り組んでいる。
つるぎ町	つるぎ町障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域協議会を設立した。(H30.10.1)
東みよし町	問題が起これば関係機関と連携し、権利擁護のケース会を行っている。

成年後見制度関連担当課 一覧

市町村	高齢者				障がい者			
	担当課	電話番号	FAX	メールアドレス	担当課	電話番号	FAX	メールアドレス
徳島市	健康長寿課	088-621-5574	088-655-6560	kenko_choju@city-tokushima.i-tokushima.jp	障害福祉課	088-621-5177	088-621-5300	svogai_fukushi@city-tokushima.i-tokushima.jp
鳴門市	長寿介護課	088-684-1147	088-684-1321	chojuikaigo@city-naruto.i-tokushima.jp	社会福祉課	088-684-1145	088-684-1337	shakaifukushi@city-naruto.i-tokushima.jp
小松島市	介護福祉課	0885-32-3507	0885-35-0272	kaigofukushi@city-komatsushima.i-tokushima.jp	介護福祉課(障がい福祉担当)	0885-32-2279	0885-35-0272	s-kaigo@city-komatsushima.i-tokushima.jp
阿南市	地域共生推進課(高齢福祉係)	0884-22-3440	0884-22-1813	chikyo@anan.i-tokushima.jp	地域共生推進課(地域共生係)	0884-22-3440	0884-22-1813	chikyo@anan.i-tokushima.jp
吉野川市	長寿いきがい課	0883-22-2264	0883-22-2260	kaigo@city-yoshinogawa.lg.jp	社会福祉課 障がい福祉係	0883-22-2263	0883-22-2260	shougai-f@yoshinogawa.i-tokushima.jp
阿波市	介護保険課(地域包括支援センター)	0883-36-6543	0883-26-6054	kaigo@awa.i-tokushima.jp	社会福祉課	0883-36-6812	0883-36-5158	shogaifu@awa.i-tokushima.jp
美馬市	長寿・障がい福祉課	0883-52-5605	0883-52-1197	kaigo@mima.i-tokushima.jp	長寿・障がい福祉課	0883-52-5614	0883-52-1197	cyouju@mima.i-tokushima.jp
三好市	みよし地域包括支援センター	0883-72-5877	0883-76-0150	k-ooga_01@city.tokushima-miyoshi.lg.jp	長寿・障害福祉課	0883-72-7610	0883-72-7605	t-motoki_02@city.tokushima-miyoshi.lg.jp
勝浦町	福祉課	0885-42-1502	0885-42-3028	y_sugiyama@town.katsuura.i-tokushima.jp	福祉課	0885-42-1502	0885-42-3028	a_yamada@town.katsuura.i-tokushima.jp
上勝町	住民課	0885-46-0111	0885-46-0323	kashimoto_takashi@kamikatsu.i-tokushima.jp	住民課	0885-46-0111	0885-46-0323	kashimoto_takashi@kamikatsu.i-tokushima.jp
佐那河内村	健康福祉課	088-679-2971	088-679-2125	kenfuku@sanagochi.i-tokushima.jp	健康福祉課	088-679-2971	088-679-2125	kenfuku@sanagochi.i-tokushima.jp
石井町	長寿社会課	088-674-6111	088-674-2030	tyoujushakai@ishii.i-tokushima.jp	福祉生活課	088-674-1116	088-675-1500	fukushiseikatu@isii.i-tokushima.jp
神山町	地域包括支援センター	088-676-1185	088-676-1100	ikunori-vanagimoto@kamiyama.i-tokushima.jp	地域包括支援センター	088-676-1185	088-676-1100	ikunori-vanagimoto@kamiyama.i-tokushima.jp
松茂町	松茂町地域包括支援センター	088-683-4566	088-699-6008	mhoukatsu4566@gmail.com	福祉課	088-699-8713	088-699-2141	fukushi@town.matsushige.tokushima.jp
北島町	社会福祉課	088-698-9802	088-698-8494	sfukushi@kitajima.lg.jp	社会福祉課	088-698-9802	088-698-8494	sfukushi@kitajima.i-tokushima.jp
藍住町	福祉課	088-637-3114	088-637-3150	hukushi@aizumi.i-tokushima.jp	福祉課	088-637-3114	088-637-3150	hukushi@aizumi.i-tokushima.jp
板野町	福祉保健課地域包括支援センター	088-672-1026	088-672-7127	tiikihoukatsu@town-itano.i-tokushima.jp	福祉保健課	088-672-5986	088-672-2533	fukushi@town-itano.i-tokushima.jp
上板町	健康推進課	088-694-6810	088-694-5903	ks@kamiita.i-tokushima.jp	民生児童課	088-694-6811	088-694-5903	mj@kamiita.i-tokushima.jp
那賀町	保健医療福祉課	0884-62-1141	0884-62-1115	rika-tomida@naka.i-tokushima.jp	保健医療福祉課	0884-62-1141	0884-62-1115	sachie-matsumoto@naka.i-tokushima.jp
美波町	福祉課	0884-77-3614	0884-77-1666	oomi.chiharu@minami.i-tokushima.jp	福祉課	0884-77-3614	0884-77-1666	oomi.chiharu@minami.i-tokushima.jp
牟岐町	健康生活課	0884-72-3417	0884-72-2716	m-ootake@mugi.i-tokushima.jp	住民福祉課	0884-72-3416	0884-72-3716	m-haruki@mugi.i-tokushima.jp
海陽町	地域包括ケア推進課	0884-73-4312	0884-73-3880	bandou-hiroshi@kaibo-town.jp	福祉人権課	0884-73-4313	0884-73-3880	marusawa-yuuta@kaibo-town.jp
つるぎ町	長寿介護課	0883-62-3111	0883-55-1051		福祉課	0883-62-3111	0883-55-1051	fukushi@tsurugi.i-tokushima.jp
東みよし町	福祉課	0883-82-6306	0883-82-6307	tadashi-ogata@higashimiyoshi.i-tokushima.jp	福祉課	0883-82-6306	0883-82-6307	kana-motoki@higashimiyoshi.i-tokushima.jp